

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年8月28日)

【件名】

- 1 鳥取県手話言語条例（仮称）の条例案及び関連予算案について
(障がい福祉課) 1

福 祉 保 健 部

鳥取県手話言語条例案について

平成25年8月28日

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

手話言語条例制定に向けた取組み

- 2008年12月 鳥取県将来ビジョンに「手話がコミュニケーション手段としてだけではなく、言語として一つの文化を形成している・・・」と位置づけ
2009年11月 あいサポート運動スタート (サポーター数123,890人 (H25.6現在))
2012年6月 6月議会から本会議生中継で手話通訳を実施
2013年1月 全日本ろうあ連盟等が平井知事を訪問し手話言語条例の制定を要望
4月 日本財団が平井知事を訪問し手話言語条例(仮称)の検討に向けた全面的協力を表明
平井知事が手話言語条例(仮称)の検討を表明
第1回鳥取県手話言語条例(仮称)研究会
6月 鳥取県ろうあ者大会において、荻原会長等から平井知事に手話言語条例の早期制定を求める強い要望
7月 第2回、第3回鳥取県手話言語条例(仮称)研究会
鳥取県手話フォーラムを開催
8月 第4回鳥取県手話言語条例(仮称)研究会(報告書まとめ)
パブリックコメント、県政参画電子アンケート、県民向け説明会

手話言語条例の意義

- ・「耳が聞こえないことは人と人を切り離す」
- ・「私たちの静けさは疲れている神経を休めてくれる静けさではないのです。…他人との交渉を無残にも完全に隔離するところの静けさなのであります。」(いずれもヘレン・ケラー)

- ・ろう者が抱える困難は外見からはわかりにくい
(言語を獲得し、使いやすい環境がないとろう者は地域で孤立した存在に)



- ・ろう者が手話を獲得し、手話を使いやすい環境の整備が必要



- ・手話に関して、県民、事業者、ろう者、行政等関係者が協働し、行政のみならず、教育、企業など幅広い面での取り組みを推進



障がいの有無にかかわらず、共に生きる地域づくりの実践

(あいサポート運動の実践段階への進化)

手話言語条例案のポイント

- ① 手話を言語として認め、手話が使いやすい環境整備を推進
- ② 県民、事業者、ろう者、行政など関係機関がそれぞれ役割を担い、協働して取り組みを推進
- ③ 福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取り組みを推進
- ④ 「障害者計画^(※)」において手話に関する取り組みを定め、総合的・計画的に推進する

※ 障害者基本法第11条第2項に基づき、本県における障がい者施策の着実な進展を図るために基本的な方向を定めるもの。

- ⑤ 外部機関を設置し、計画の策定等に関し意見を聴き、PDCAサイクルを回す
- ⑥ 県内関係者、全日本ろうあ連、日本財団等の協力を得て研究会で検討
- ⑦ 全国初の条例

鳥取県手話言語条例(仮称)案の概要

I 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者どうう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること

II 条例案の内容

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産
- (2) 手話の普及は、ろう者とそれ以外の者が相互の違いを理解し、個性と人格を互いに尊重することを基本
- (3) 役割・責務
 - ① 県：県民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備を推進する
 - ② 県民：ろう者及び手話を理解するよう努める
 - ③ ろう者、手話通訳者：県民のろう者への理解促進、手話の普及促進に努める
 - ④ 事業者：ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい職場環境の整備に努める
- (4) 手話に関する環境整備
 - ① 県は、「障害者計画」において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進
 - ② 県は、あいサポート運動の推進、県民が手話を学べる機会の確保、職員の手話を学習する取組を推進
 - ③ 県は、手話を用いた情報発信、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う
 - ④ 県は、手話通訳者及びその指導者の確保、要請及び手話技術の向上を図る
 - ⑤ ろう児が通学する学校の設置者は、教職員の手話技術向上に必要な措置を講するとともに、ろう児及びその保護者に学習の機会の提供、教育に関する相談・支援等に努める
 - ⑥ 県は、学校教育で利用できる学習手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める
 - ⑦ ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備を行う事業者に必要な支援を行う
 - ⑧ ろう者及びろう者の団体は、自主的に普及啓発活動に努める
 - ⑨ 県は、ろう者等が行う手話に関する調査研究の推進・成果の普及に協力する
 - ⑩ 県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる
- (5) 鳥取県手話施策推進協議会の設置 「障害者計画」に手話に関する取組を定める際に知事に意見する機関

III 施行期日等

公布日

手話言語条例案の関係の9月補正予算(要求中)

① 手話言語条例案普及啓発

- ・ 手話シンポジウム、DVD作成、広報関係経費 など

② 手話に関する環境整備

- ・ ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業
- ・ 県民向け手話ミニ講座、手話サークルへの助成
- ・ 行政等の窓口職員向け手話講座 など

③ 教育面における手話に関する環境整備

- ・ ろう学校教職員等の手話研修会への参加
- ・ ろう学校児童等と他校との交流学習、指導手引き書等検討経費 など

④ 事業者への支援

- ・ 手話学習会等への助成

⑤ 手話を用いた情報発信

- ・ 知事記者会見インターネット中継での手話通訳者配置

※1 予算案については要求中(総額22,111千円)

※2 日本財団から8割程度の助成が受けられる見込み

※3 来年度当初予算にも必要な予算案を計上予定

手話言語条例で鳥取県はこうなります

地域で

- 手話を学べる機会を増やします！
 - ・県民向け手話ミニ講座
 - ・手話サークルの活動支援
- ろう者が手話を使いやすい環境を整えます！
 - ・手話通訳者の養成・確保
 - ・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業の実施

学校で

- ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進めます！
 - ・ろう学校等教職員の手話技術の向上
 - ・ろう教員の意思疎通支援
- すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります！
 - ・ろう学校職員の出前講座・交流学習
 - ・手話に関する学習教材の作成

県・市町村で

- 手話による情報発信を進めます！
 - ・知事記者会見での手話通訳者配置
- 職員が手話を学習する取組を進めます！
 - ・窓口職員向けの手話講座の開催
- 必要な財政支援を行います！

事業者で

- ろう者が働きやすい職場環境を整えます！
 - ・事業者の手話学習会支援、検定料助成
- ろう者が利用しやすいサービスを提供します！
 - ・あいサポート運動を推進します

手話言語条例で目指す鳥取県の姿

鳥取県手話言語条例の制定

多くの県民が手話を通じてろう者とコミュニケーションを図り、同じ地域に暮らす友人として、互いに助け合い、幸せに暮らせる鳥取県をつくる

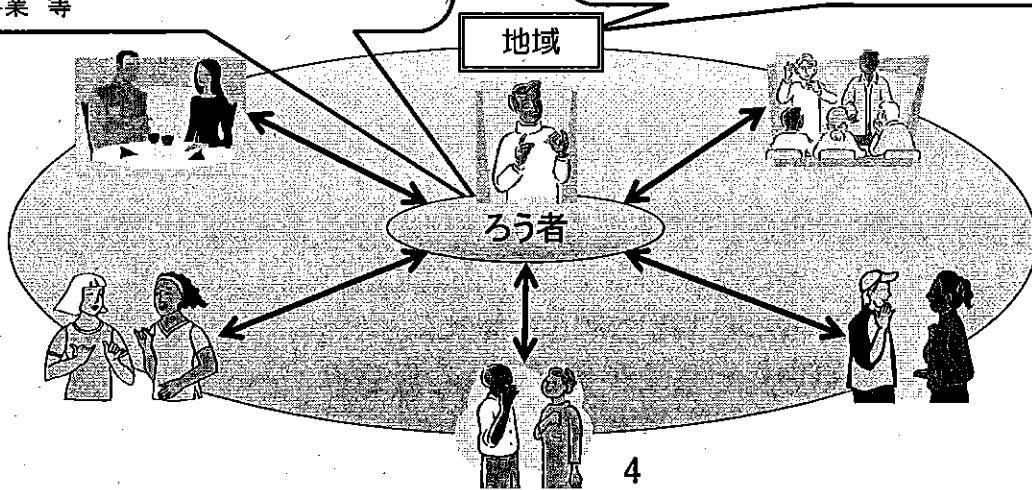
【ろう者が手話を獲得し、手話を使いやすい環境整備】

- ・ろう学校、難聴学級の教職員の手話技術向上
- ・ICTによる遠隔手話通訳サービスモデル事業 等



【県民等向けの手話普及促進】

- ・手話言語条例普及啓発
- ・県民向け、事業者向け手話講座の開催・支援
- ・学校教育における手話に対する理解促進 等



【参考】手話の歴史

	世界	日本(鳥取県)
18世紀	フランスで手話による教育がスタート	
19世紀中	口話法※が普及し始める	
1878年		京都府盲啞院設立(手話教育が広がる)
1880年	第2回聴覚障害教育国際会議(ミラノ)で口話法をろう教育に採用することを決議	
1910年		鳥取聾学校設立
1925年		日本聾口話普及会発足(口話法が普及)
1933年		文部大臣がろう教育で口話法推進の訓示 (実質的な手話教育の禁止)
1960～70年代	トータルコミュニケーション(口話に限定せず、あらゆるコミュニケーション手段を使う)、バイリンガルろう教育(手話と書記言語を使う)が普及し始める	
1993年		文部省報告書「ろう教育において手話を活用すべき」
2000年代	フィンランド憲法、ニュージーランド、ハンガリー手話言語法、障害者権利条約	
2010年代		障害者基本法改正、障害者差別解消法

※ 口話法は、相手の唇や表情などから話された言葉を理解し、音声言語を発声するもの。障がいの程度などには個人差があり、全てのろう者が口話法を習得できるわけではない。

鳥取県手話言語条例案

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 手話の普及（第7条—第15条）

第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第16条—第22条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は廣まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとす

る。

(県民の役割)

第5条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第7条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第8条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第9条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者の確保、養成等)

第10条 県は、市町村と協力して、手話通訳者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第11条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第13条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第14条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第16条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第7条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第17条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第19条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。